

只木ゼミ前期第4問検察側反対尋問レジュメ

文責:2班(青山、梅谷、榮多、小林、高木、中山)

I. 反対尋問

- 5
1. 弁護側は行為者が社会倫理に反するという意識を持って行為に出たか否かを考慮して責任故意の判断をすべきであるとしているが、弁護側のいう「社会倫理」とは何か。
 2. 弁護側の採用する厳格故意説では、通常より違法性の意識が弱い常習犯の加重規定を説明できないのではないか。
 3. 弁護側は38条3項をどのように解釈しているのか。

10

以上